

仕様書

(自動証明写真機設置に係る行政財産の貸付)

1 貸付場所

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市役所 本庁舎1階市民ふれあいプラザ東側

2 貸付期間

令和4年5月1日(日)から令和7年4月30日(水)まで(3年間)

3 機器の寸法及び電源

巾1,100mm以内、奥行1,750mm以内、高さ2,100mmを上限とし、AC100Vとする。

4 設置機器の機能

(1) 次の用途に対応する写真サイズ機能を備えること。

①個人番号カード(マイナンバーカード)用

②運転免許証用

③パスポート用

④履歴書用

⑤特別永住者証明書用

⑥障害者手帳用

(2) 個人番号カード(マイナンバーカード) Web申請サービスに対応していること。

(3) 外国人の利用に配慮し、次の6か国以上の音声及び表示案内機能を有していること。

(日本語ほか、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語)

(4) 車椅子でも利用できるユニバーサルデザインに配慮していること。

(5) その他機能

①電子マネーを使用できること

②領収書の発行ができること。

③省エネ設計であること。

④証明写真データをパソコンやスマートフォンにダウンロード販売ができること。

⑤撮影画像をモニタで確認、取り直しが可能であること。

5 設置条件

(1) 販売価格

市場価格に準じた価格設定をすること。

(2) 使用可能貨幣

紙幣：1,000円、貨幣：500円、100円

(3) 報告等

- ①事業者は、設置した証明写真機の毎月末日締め of 電気使用量を、翌月 15 日までに指定様式により報告すること。
- ②事業者は、設置した機器の毎月末日締め of 総売上額を、翌月 15 日までに指定様式により報告すること。

6 管理責任

- (1) 機器の機能保全、金銭管理等、維持管理を適切に行うこと。
- (2) 機器の設置及び撤去の際は、十分に安全面を考慮したうえで行うこと。
- (3) 機器のつり銭不足や故障等が発生しないよう努めること。
- (4) 機器につり銭不足や故障が発生しまった場合に備え、問い合わせ先については連絡先を明記し、設置者の責任において速やかに対応すること。
- (5) 機器の操作方法等が不明な方への対応について、問い合わせ先を明記するなどし、トラブルを未然に防ぐよう努めること。
- (6) 盗難、いたずら等により証明写真機が汚損又は破損したときは、設置者の負担により速やかに復旧すること。

7 茅ヶ崎市におけるマイナンバーカードの申請件数及び交付件数

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|-------|--------|
| 申請件数 | 5,451 | 7,558 | 51,345 |
| 交付件数 | 5,905 | 6,001 | 29,549 |

8 貸付場所図面

【本庁舎 1 階全体図】

【市民ふれあいプラザ図面】

